

※ 本仕様書は、当該業務委託の企画提案募集にあたり、業務の概要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものであり、最終的な業務委託仕様書は、受託者決定後、協議の上、県が作成する。

## アウトドア・スポーツ体験観光割引キャンペーン事業業務委託仕様書

### 1 名称

アウトドア・スポーツ体験観光割引キャンペーン事業

### 2 目的

三方を海に囲まれ、豊かな自然を有する千葉県ならではの観光資源を活かしたアウトドア・スポーツ体験の魅力を発信し、その認知度向上や観光誘客の促進を図るため、県内で体験できるアウトドア・スポーツの体験プログラムの割引キャンペーンを実施する。

また、割引キャンペーンの効果を高めるため、体験事業者に対してセミナー等を実施する。

### 3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

### 4 委託内容

#### (1) 割引クーポンキャンペーンの実施

千葉県内で楽しめるアウトドアやスポーツの体験プログラム利用者の増加、認知度向上を図るため、県内のアウトドア・スポーツの体験プログラムを対象とした割引クーポン（以下、「クーポン」という）キャンペーンを実施すること。

クーポンを発行するにあたっては、以下の点に留意すること。

ア 割引対象は、千葉県の豊かな自然環境を活かしたプログラムとし、アウトドア要素又はスポーツ要素、観光要素、体験要素を含む以下のものを基本とする。なお、詳細な対象は県と受託者が協議の上、決定する。

海・川	サーフィン、ボディボード、SUP（サップ）、モーターパラグライダー、スキューバダイビング、シュノーケリング、ウィンドサーフィン、シーカヤック、カヌー・カヤック、釣り 等
山・陸	サイクリング、乗馬、エコツアー・自然体験 等

【対象外】 飲食が主なもの（味覚狩り、バーベキュー等）、  
室内で主に実施するもの（ジム、ボウリング等）、  
もの作り・クラフト体験、施設入園型の体験 等

イ クーポンはオンライン予約時に利用できる電子クーポンとし、必ず偽造防止及び不正取引防止のための策を講じること。

- ウ 実施にあたり、より多くの体験事業者が参画できるよう幅広く確実に参画募集するとともに、新規参画に対して迅速に対応すること。
- エ 利用者にとってわかりやすいクーポン発行に努めること。
- オ キャンペーン期間は令和8年9月～12月とする。なお、月ごとにクーポン原資枠を設けたり、月ごとに割引率を変える等、キャンペーンが途中で終了することのないよう工夫すること。
- カ より多くの利用者にクーポンを利用してもらうため、1アカウントあたり4回程度の利用制限を設ける等、クーポンの利用が特定の利用者に偏ることを防ぐこと。
- キ キャンペーンを通じて、平日の利用促進が図られるよう工夫すること。
- ク キャンペーンを通じて、朝、夕方の利用促進が図られるよう工夫すること。
- ケ クーポン原資は7,000千円程度とすること。
- コ キャンペーン期間中は、体験事業者及びキャンペーン利用者からの問合せに対し、迅速かつ丁寧に対応できる体制をとるとともに、それぞれの問合せ先を明確にすること。
- サ 県の求めがあった場合は、速やかに利用状況等を報告すること。
- シ キャンペーン終了後の未利用クーポン原資については利用実績に基づき精算するものとする。

## (2) プロモーションの実施

千葉県ならではのセールスポイントを活かしたプロモーションを展開し、県内のアウトドア・スポーツ体験プログラムの利用者の増加と認知度向上に向けて、以下の取組を実施すること。

- ア 千葉県ならではのセールスポイントを整理すること。
- イ 当キャンペーンの愛称を作成すること。
- ウ 体験プログラム予約サイトに千葉県のアウトドア・スポーツ体験を紹介する特設ページを作成すること。千葉県での体験に対する興味関心を高め、来訪・周遊を促すようなものとし、具体的には以下の内容を含むものとする。なお、キャンペーン開始前から開設すること。

(ア) キャンペーン実施の周知

(イ) 年間を通じて千葉県で楽しめるアウトドア・スポーツ体験の紹介

(ウ) 体験前後でのエリア周遊を促すような観光情報の紹介（千葉県公式観光サイト「ちば観光ナビ」との連携等）

エ 実施にあたり、ターゲット層を設定し、ターゲット層の特徴に合わせた効果的な手段でプロモーションすること。

オ 本県の公式 WEB サイトや SNS、その他、県が実施するプロモーションに対して、バナーや画像の提供等協力すること。

カ 実施にあたり、千葉の海ブランドデザインやシンボルカラーを意識すること。

キ 広告の掲出方法等については協議の上決定すること。

ク 体験事業者によるキャンペーン周知が円滑に行えるよう支援すること。

### (3) 事業者向け支援の実施

体験事業者に対して、事業実施効果を高めるため、以下の取組を実施すること。

ア 新規事業者（新規プログラム）に対して、事業化やサイトへの掲載を支援すること。

イ キャンペーン実施により獲得した新規利用者や秋冬利用者に継続的な利用を促すためのノウハウを体験事業者に提供すること。

### (4) 情報収集及び分析

今後のプロモーションに役立てるため、以下の取組を実施すること。なお、実施にあたり、秋冬の観光誘客促進、周遊や宿泊の促進の観点を踏まえること。

ア 事業効果を確認するため、利用者及び体験事業者から意見等を収集すること。

イ 千葉県として打ち出すべきジャンルの選定や、近隣、類似自治体と差別化した打ち出しを実施するため、情報収集、分析すること。

ウ その他、県が資料の作成を求めた場合は作成し、提出方法や形式については、県の指示に従うこと。

### (5) 報告書の提出

キャンペーン終了後には、クーポン発行、プロモーション、事業者支援のそれぞれについて効果を分析し、千葉県における体験観光を軸にした誘客の促進に関する課題及び提案を報告書にとりまとめること。

## 5 業務の実施

- (1) 本業務の実施にあたっては、綿密に県と打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。
- (2) 打合せは、県又は受託者の求めに応じ実施するものとし、場所については、県の指示に従うものとする。
- (3) 緊急事態等により、事業内容を変更または中止する可能性がある。なお、この場合の委託料の取り扱いについては、事業の進捗状況を考慮の上、委託者と協議して決定するものとする。

## 6 個人情報に関する取扱い

本業務の履行及び作成された成果品における個人情報の取扱いについては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」を遵守の上、契約期間及び契約終了後においても、本業務によって知りえた個人情報等は、これを漏らしてはならない。

## 7 著作権等の取扱い

- (1) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）及び知的財産権（以下「著作権等」という。）を県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 著作者人格権については、県又は県が指定した第三者に対し、行使しない。
- (3) 県又は県が指定する第三者は、著作権法第20条（同一性保持権）の規定にかかわらず、目的物の改変を行うことができる。
- (4) 本業務の成果物に、第三者が権利を有する著作物及び知的財産権（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合は、受託者は当該既存著作物の仕様に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行い、その費用は委託料に含めるものとする。
- (5) 著作権等に関する紛争が生じたときは、一切の受託者の責任において処理するものとし、その費用は委託料に含めるものとする。

## 8 その他

### (1) 委託料

本業務の実施に要するすべての経費は、委託料に含むものとする。なお、原則

として、委託料の増額は行わない。

## **(2) 仕様変更**

受託者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

## **(3) 業務の再委託**

受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した場合は、その限りではない。

県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

## **(4) 帳簿等の保存**

本事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、他の関係書類とともに、本事業の完了日が属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

## **(5) 報告**

受託者は、業務実施過程で発生した障害や事故については、大小にかかわらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

## **(6) 協議**

受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。

## **(7) 国や県の法令・制度・規定等への対応**

本事業にかかわる国や県の法令・制度・規定等に従い、事業を実施すること。